

食物アレルギーについて該当するところすべてに✓をしてください。

食物アレルギーの有無	食物アレルギーが <input type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 有⇒食物アレルギーがある場合は次の①～⑤もお答えください。
	乳糖不耐性 <input type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 有
	※不明な場合、申込日時点で食物アレルギーが無い場合は、「無」に✓をしてください。 入所申込後、アレルギーが判明した場合は、児童クラブ長にお知らせください。

①食物アレルギー「有」にチェックした場合、食物アレルギーの原因となるもの全てに✓をしてください。

食物アレルギーの原因となるもの	<input type="checkbox"/> 卵	<input type="checkbox"/> 牛乳	<input type="checkbox"/> 種実類	<input type="checkbox"/> ゴマ	<input type="checkbox"/> 果物
	<input type="checkbox"/> 魚類	<input type="checkbox"/> 小麦	<input type="checkbox"/> 大豆	<input type="checkbox"/> そば	
	<input type="checkbox"/> その他（ ）				

②どの部分に、どのような症状があらわれるか詳しくご記入ください。

--	--

③児童クラブでの生活上、おやつ提供について該当するところに✓をしてください。

おやつ提供	<input type="checkbox"/> 特別な配慮は不要	<input type="checkbox"/> 配慮が必要	<input type="checkbox"/> 持参（おやつ代は免除）
-------	-----------------------------------	--------------------------------	--------------------------------------

④児童クラブで食物・食材を扱う行事を該当するところに✓をしてください。

食物・食材を扱う行事	<input type="checkbox"/> 特別な配慮は不要	<input type="checkbox"/> 配慮が必要	<input type="checkbox"/> 不参加
------------	-----------------------------------	--------------------------------	------------------------------

⑤緊急時に備えた医薬品をお持ちの場合、該当するところに✓をしてください。

医薬品	<input type="checkbox"/> 内服薬	<input type="checkbox"/> アドレナリン自己注射薬「エピペン®」
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	

児童の心身の発達・発育状況（該当するところすべてに✓をしてください。）

- 良好
- 疾病・障がい等⇒診断名等：
- 手帳等の有無⇒身体障がい者手帳 療育手帳 特別児童扶養手当
- 相談等⇒就学相談 県立総合療育相談センター 児童相談所 南保健センター その他（ ）
- 特別支援学級（予定含） 通級指導教室（すまいる・ことばの教室）（予定含） 日本語指導教室・国際教室（予定含）

健康面で特に注意を要することや既往症など 無 ・ 有⇒具体的にご記入ください。

指導上で知らせておきたいこと（集団生活を送る上で注意を要することや習い事等での外出など）

無 ・ 有⇒具体的に：

児童の所要時間	クラブからの帰宅方法（お迎えに来られる方を全て記入）
自宅→学校 分 ・ クラブ→自宅 分	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> その他（ ）

確認書

次の内容を確認の上、確認欄に✓をしてください。

		確認欄
1	提出書類の内容について、電話や訪問などによりご自宅及びお勤め先に確認させていただくことがあります。	<input type="checkbox"/>
2	提出書類の内容が事実と相違した場合は、入所を取消しさせていただく場合があります。	<input type="checkbox"/>
3	保護者が退職し、または求職中で2ヵ月以内に、入所後3ヵ月目の7日までに就労を開始した(する)ことが確認できる就労証明書(内定を含む)を提出されない場合は退所となります。	<input type="checkbox"/>
4	自己都合により退所した場合は、原則2ヵ月間は再入所することができません。 例) 8月末退所の場合は、11月1日から入所可能となります。(受付は入所前月の15日が締切です。)	<input type="checkbox"/>
5	年度途中で家庭の状況が変わった場合は、児童クラブにお伝えください。状況を確認の上、入所継続の可否を判断させていただきます。	<input type="checkbox"/>
6	入所料(月額)を3ヵ月分滞納した場合は、入所取消しとさせていただきます。	<input type="checkbox"/>
7	学校、児童クラブ、習い事、家庭間の移動については、保護者の責任で行ってください。	<input type="checkbox"/>
8	プールやキャンプ、遠足などの行事において、保護者の引率をお願いすることがあります。	<input type="checkbox"/>
9	集団指導を行う児童クラブでは、常には個別な対応を行うことができませんが、特別な配慮が必要なことがある場合には、ご相談ください。	<input type="checkbox"/>
10	お子様の日々の生活の状況について、相談等のための個別面談をお願いすることがあります。	<input type="checkbox"/>
11	児童クラブで安全・安心な集団生活を続けることができない場合は、ご家族とご相談のうえ、年度途中や年度更新時に利用をお断りすることがあります。	<input type="checkbox"/>
12	申込時の延長利用状況を変更する場合は、別途登録・中止の届出を児童クラブにご提出ください。	<input type="checkbox"/>
13	入所料の減額対象の世帯は7月分以降の入所料の減額に関しては、2022年6月1日以降に「令和3年度(令和2年分)所得(課税)証明書」又は「非課税証明書」の提出が必要となります。 ご提出がない場合は入所料の減額は適用されません。	<input type="checkbox"/>

同意書

- 本申請に記載した情報・税情報等については、児童クラブの運営に必要な範囲で使用すること、また事業主体である藤沢市により閲覧の請求があった場合には、それに応じることに同意します。
 - 入所児童への適切な対応を図るため、各相談機関小学校等との連携を図り児童に関する情報の収集・提供を行うことに同意します。
- ※以下は同一小学校区に複数事業者が運営するクラブがある場合に限りです。
- 希望した児童クラブへの入所が不承認となり、他事業者の運営する児童クラブへ入所を希望する場合に限り、入所申込の円滑な受付を行うため、事業者間で関係書類を引き渡すことに同意します。
 - 他事業者の運営するクラブに入所していた又は入所予定である場合に限り、入所児童への適切な対応を図るため、他事業者と連携を図り、児童に関する情報の収集・提供を行うことに同意します。

以上の事項について同意します。

有効期限2023年3月31日まで

保護者署名 _____

法人記入欄

<input type="checkbox"/> 提出書類確認済み <input type="checkbox"/> 提出書類不備あり()	
(特記)	受付者
.....	
.....	
.....	